

休日保育のご案内

仕事等の都合により、日曜日・祝日に保育園でお子さまの保育が必要なお子さまにご利用ください。

● 利用対象者（以下の条件を満たすお子さま）

- ◆ 市内の認可保育園に在園しているお子さま（実施園に在籍していなくても利用可）
- ◆ 日曜日・祝日が保護者（両親共）の勤務日等になっており、保育が必要となるお子さま
※行事やリフレッシュ等の私的な理由によるご利用はできません。
- ◆ 日曜日に利用される場合に利用月内に休日保育を利用した日数分、月～土曜日もしくは祝日に保育園をお休みできるお子さま
※上記の対応により、休日保育のための保育料は徴収しません。

● 実施園、保育時間および実施日

実施園	保育時間	実施日	定員	住所・電話番号
おがきえ保育園	7:00～19:00	日曜日 ・祝日	180人	小垣江町南堀24番地 63-5500
あおば保育園			160人	神明町3丁目501番地 22-1235
富士松南保育園	7:30～18:30	祝日のみ	160人	今川町土取10番地
さくら保育園			160人	若松町4丁目33番地
こぐま保育園			25人程度	富士見町3丁目304番地 23-2224
第二こぐま保育園			20人程度	半城土中町中ノ湫110番地 93-1651
空のうさぎ保育園			7:30～19:00	30人程度
城のうさぎ保育園	30人程度	銀座3丁目34番地1 21-8839		
木の葉乳児園 (0～2歳児クラス)	7:30～19:30		20人程度	新富町1丁目908番地 70-8726

※定員については、受け入れるお子さまの年齢等により変更することがあります。

※年末年始（12月29日～1月3日）は休園のため、ご利用できません。

● 申し込み方法

- ◆ おがきえ・あおば・富士松南・さくら保育園を利用される場合

○オンライン申請

利用月の前月1～15日の期間中、「刈谷市ホームページ」内の「休日保育（保育園・乳児園）」にて、申請を受け付けております（リンク先：あいち電子申請システム）。
必要事項をご入力の上、利用月の前月15日までに申請してください。

オンライン申請はこちら▶



○紙媒体

在籍している保育園（乳児園）に用意してあります申請書（必要に応じて献立表も）に必要事項をご記入の上、利用月の前月1～15日に在籍している保育園（乳児園）に提出してください。

◆ **こぐま・第二こぐま・空のうさぎ・城のうさぎ保育園・木の実乳児園を利用される場合**

利用月の前月1～15日(1日が土・日曜、祝日の場合は翌営業日)に実施園に電話にて予約してください。利用可能であった場合、在籍している保育園(乳児園)に用意してあります申請書等に必要事項をご記入のうえ、利用月の前月1～15日に在籍している保育園(乳児園)に提出してください。

※定員超過や受け入れるお子さまの年齢等により、定員に達する前に受け入れを締め切る場合があります。

※オンライン申請は対応しておりません。

【利用する際の注意事項】

○ **面談**

初めて利用される実施園については、利用日前に面談を受けていただく場合は実施園から連絡があります。

○ **昼食**

基本的に保育園の給食になりますが、食物アレルギー等で給食に食べられない食材がある場合、お弁当・おやつをご持参いただきます。またミルクを飲まれる方については実施園にご相談ください。

給食費は日額260円となります。刈谷市口座振替依頼書により登録した口座からの引き落としとなります。

※私立保育園に在籍する園児は月額制で給食費の支払いをしているため、利用する園に関わらず別途給食費はかかりません。

○ **利用辞退の連絡** 重要

利用を辞退される場合や欠食等の変更がある場合、保育士の確保等休日保育の受け入れ準備のため、早急に実施園と在籍園にご連絡ください。(公立保育園に在籍する園児が、公立園(おがきえ・あおば・富士松南・さくら保育園)での給食の利用を中止する場合は、欠食届を利用中止される日の4日前(土、日、祝日、12月29日～1月3日を含まない)までに在籍園へご提出ください。欠食届のご提出がない場合は、利用を辞退されても給食費は有料となります。)

また当日の無断欠席、計画性のない利用が続く方は、利用の制限をさせていただく場合があります。